

寄付金に対する免税措置

学校法人文理学園に対するご寄付は、税法上の優遇措置（寄付金控除）を受けることができます。

1. 個人の場合

学校法人文理学園へのご寄付は、平成23年度税制改正により、優遇措置（寄付金控除）として既存の「所得控除」に加え、寄付者自身の選択により、新たに「税額控除」の適用も受けられるようになりました。また、ご寄付された方は、確定申告の際に「税額控除」又は「所得控除」のいずれか有利な寄付金控除を選択することができます。

新たな「税額控除」については、寄付金の約40%を所得税額から控除することができます。この寄付金控除額の具体の目安としては、次の寄付金控除の比較表の「減税額の例」欄のとおりとなり、多くの場合、この「税額控除」を選択する方が有利となりますが、実際の確定申告に際しては、お近くの税務署又はご担当の税理士へご相談ください。

寄 付 金 控 除 比 較 表

	税 額 控 除	所 得 控 除
優 遇 措 置 の 内 容 ・ 効 果	所得税額から直接控除するため、既存の所得控除と比較して、ほとんどのご寄付について減税効果が大きくなります。	課税前の所得金額から控除を行った後に税率を掛け所得税額を算出します。所得金額に比して寄付金額が大きい場合には、税額控除より減税効果が大きくなります。
寄付金控除額	$(\text{寄付金額} (\text{※1}) - 2,000\text{円}) \times 40\% (\text{※2})$	寄付金額 (※1) - 2,000円
手 続 時 期	確定申告時(翌年2月16日～3月15日)	
手 続 方 法	寄付金控除に係る証明書（写）と寄付金受領証を確定申告書に添付して所轄税務署に提出してください。	
寄付金控除に係る証明書	税額控除に係る証明書 発行日から5年間有効です。	特定公益増進法人証明書 発行日から5年間有効です。
減 税 額 の 例	【例】課税される所得金額 (※3) が500万円の方が10万円を寄付した場合	
	$(10\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 39,200\text{円}$ 減税額 <u>39,200円</u>	$[\text{課税される所得金額} (\text{※3}) : (\text{所得金額}) - (\text{寄付金控除額})] \times \text{税率} = \text{所得税額}$ 寄付金控除額 $10\text{万円} - 2,000\text{円} = 98,000\text{円}$ 減税額 $98,000\text{円} \times 20\% (\text{注}) = \underline{19,600\text{円}}$ 所得税の税率については、平成24年所得税額表 (※4) を参考にしてください。 税率は、5%～40%まで6段階あります。
備考	平成25年4月25日以降のご寄付より適用されます (※5)。	

※1・・・年間の寄付金合計額が年間の総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

※2・・・寄付金控除額は、所得税額の25%が限度となります。

※3・・・課税される所得金額は、所得金額（給与所得者の場合は、給与収入－給与所得控除額をいう。）から所得控除額（社会保険料控除、扶養控除など）を控除した金額となります。

※4・・・平成24年所得税額表（平成24年4月1日現在法令等）

課税される所得金額(a)	税率(b)	控除額(c)
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

〈所得税額の計算〉 $(a) \times (b) - (c) = \text{所得税額}$

※5・・・税額控除は、平成23年6月の税制改正により新たに適用されることとなりましたが、本学園については、平成25年4月25日より税額控除対象となる証明を受けました。

(注) 学校の入学に関する寄付金につきましては、寄付金控除の対象から除外されますので、ご注意ください。

2. 法人の場合

企業等の法人から学校法人文理学園への寄付金は、法人税の確定申告に際し、当該事業年度の損金に算入されますが、次の①と②では損金に算入される額が異なります。

① 特定公益増進法人（学校法人等）に対する特定寄付金として寄付された場合は、一般の損金算入限度額と同額の損金算入額が別枠で認められます。

この寄付金による確定申告に際しては、学校法人文理学園が発行した「寄付金受領証」と「特定公益増進法人証明書（写）」を法人税申告書に添付して所轄税務署に提出してください。

② 日本私立学校振興・共済事業団を通じ、寄付者が指定した学校法人に寄付していただく受配者指定寄付金制度により寄付された場合は、寄付金全額が当該事業年度の損金に算入できます。

この寄付金による確定申告に際しては、学校法人文理学園を經由してお送りします日本私立学校振興・共済事業団発行の「寄付金受領書」を法人税申告書に添付して所轄税務署に提出してください。

お問合せ先

学校法人文理学園 法人本部総務部法人総務担当

〒870-0397 大分市一木1727番地162

Tel : 097-592-1600(代表)097-524-2724(直通)

(受付時間土日祝日を除く9:00~17:30)

Fax : 097-593-3094